

青警本広第276号
青警本務第768号
平成26年3月6日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察署処務規程及び青森県警察本部処務規程の一部を改正する訓令の制定について

この度、青森県警察公文書管理規程（平成26年3月青森県警察本部訓令第5号。以下「管理規程」という。）の施行に伴い、青森県警察署処務規程（昭和33年9月青森県警察本部訓令甲第30号）及び青森県警察本部処務規程（昭和38年4月青森県警察本部訓令甲第8号）の一部を改正し、平成26年4月1日から施行することとした。主な改正内容は下記のとおりであるから、所属職員に周知徹底を図り、事務処理上誤りのないようになされたい。

記

1 主な改正部分

(1) 青森県警察署処務規程の改正内容

ア 收受番号の年度ごとの付与

行政文書を收受した際に付する收受の番号を「收受番号」とし、その番号を年度ごとの一連番号とした。

イ 電話で受理した事項の処理

電話で受理した事項は、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、電話通信用紙に記載し、文書に準じて処理しなければならないこととした。

ウ 分類記号の付与

部外へ発出する文書については、行政文書分類基準表に定める分類記号を付与しないこととした。

エ 分類記号の変更に伴う様式の改正

管理規程の施行に伴い、分類記号の区分を5段階から3段階に変更したことから、分類記号の記載欄を様式として定めている文書件名簿、電話通信用紙及び起案用紙の各様式を改正した。

(2) 青森県警察本部処務規程の改正内容

ア 收受番号の年度ごとの付与等

行政文書を收受した際に付する收受の番号を「收受番号」とし、その番号を年度ごとの一連番号とし、本部において文書を收受した際に押すゴム印の様式を変更し、「收受印」に名称を改めた。

イ 電話で受理した事項の処理

電話で受理した事項は、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、電話通信用紙に記載し、文書に準じて処理しなければならないこととした。

ウ 分類記号の付与

部外へ発出する文書については、行政文書分類基準表に定める分類記号を付与しないこととした。

エ 分類記号の変更に伴う様式の改正

管理規程の施行に伴い、分類記号の区分を5段階から3段階に変更したことから、分類記号の記載欄を様式として定めている文書件名簿、電話通信用紙、起案用紙及び浄書・印刷委託処理票の各様式を改正した。

2 施行月日

平成26年4月1日

担当 広 報 課
公 文 書 管 理 室

青森県警察本部訓令第6号

警 察 本 部
警 察 学 校
各 警 察 署

青森県警察署処務規程及び青森県警察本部処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月6日

青森県警察本部長 徳 永 崇

青森県警察署処務規程及び青森県警察本部処務規程の一部を改正する訓令
(青森県警察署処務規程の一部改正)

第1条 青森県警察署処務規程(昭和33年9月青森県警察本部訓令甲第30号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「各課」を「主管課」に、「受付番号」を「収受番号」に、「暦年ごと」を「年度ごと」に改め、同条第2項中「事項は」の次に「、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き」を加える。

第29条第2号中「青森県警察文書管理規程(平成11年12月青森県警察本部訓令第20号)第3条」を「青森県警察公文書管理規程(平成26年3月青森県警察本部訓令第5号)第15条第1項」に、「文書分類表」を「行政文書分類基準表」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、部外へ発出する文書については、この限りでない。

様式第6から様式第8までを次のように改める。

(青森県警察本部処務規程の一部改正)

第2条 青森県警察本部処務規程（昭和38年4月青森県警察本部訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

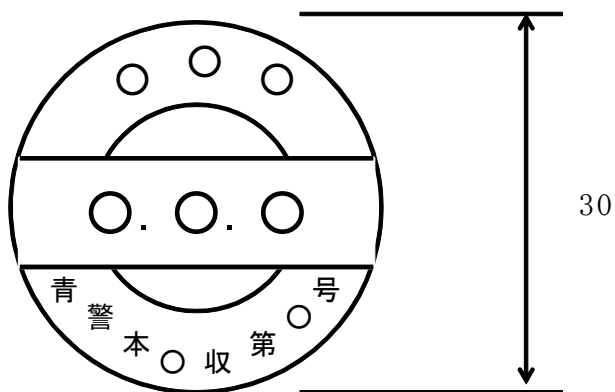
第10条第1項中「受領した」を「収受した」に、「受付印」を「収受印」に、「受付番号」を「収受番号」に、「暦年ごと」を「年度ごと」に改め、同条第2項中「事項は」の次に「、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き」を加える。

第15条第3号中「青森県警察文書管理規程（平成11年12月青森県警察本部訓令第20号）第3条」を「青森県警察公文書管理規程（平成26年3月青森県警察本部訓令第5号）第15条第1項」に、「文書分類表」を「行政文書分類基準表」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、部外へ発出する文書については、この限りでない。

第3号様式から第6号様式までを次のように改める。

第3号様式（第10条第1項関係）



備考 寸法は、ミリメートル単位である。

第9号様式を次のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、改正前の青森県警察署処務規程及び青森県警察本部処務規程の規定による用紙で現に存するものは、なお使用することができる。
- 3 この訓令の施行の際、現に使用している受付印については、当分の間、これを使用することができる。